

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 2019年8月8日

東京都作業部会確認年月日 2019年8月28日

事業名 清掃業務委託

案件名 清掃業務委託（選手村）について（入札案件）

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、選手村においてアスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な事業である。 ・したがって、大会に必要な経費として、大枠合意に基づき、パラリンピック経費の1/4相当額を東京都が負担する事業と考える。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、大会運営の一環として実施するものであり、選手村内の各施設の状況を把握する組織委員会が一元的に実施した方が効率的かつ効果的と考える。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、選手村において、アスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、V3予算額の内数であり、24時間稼働する施設における清掃業務の実施を真に必要な時間帯に絞り込むなど効率性に配慮している。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、複数の見積りを取得することにより、適正な単価を計上している。 ・さらに、競争入札（総合評価方式）により請負業者を決定するため、一般的な市場価格と比較しても妥当である。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、アスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な清掃業務である。 ・経費の内容は作業経費のみであり、公費負担の対象として適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。